

一般法人への監督

今回は、行政庁の一般社団/財団法人に対する監督について概説する。

(ポイント)

- 一般法人の監督は移行法人(公益目的支出計画履行法人)に限定
- 一般法人の監督の種類:報告徴収、勧告、命令、立入検査等
- 一般法人の立入検査:公益目的支出計画履行が困難等の事由に限定

1. 一般法人の監督

一般法人への監督については移行法人(公益目的支出計画を履行している法人)に限定されており、公益目的支出計画の履行がない、または終了した一般法人、新規設立の一般法人に関しては行政庁の監督はありません。移行法人の監督は公益目的支出計画の履行を確保する観点から行うこととされており、公益法人の監督に準じた考え方で行うこととされている。

2. 一般法人の監督の種類

行政庁は、次の3つの場合に監督の対応を行うとしている。

- ①正当な理由がなく公益目的支出をしないこと。
- ②公益目的支出が公益目的支出計画に定めた支出に比して著しく少ないこと。
- ③将来における公益目的支出計画の実施に支障が生ずるおそれがあること。

上記を疑うに足る相当な理由があるときは、移行法人に対して報告を求め、または立入検査をすることができることとされている(整備法128)。その結果等を踏まえ、行政庁が上記①～③のいずれかに該当すると認めるときは必要な措置をとるべき旨の勧告または命令をすることができる(整備法129)。

3. 一般法人の立入検査

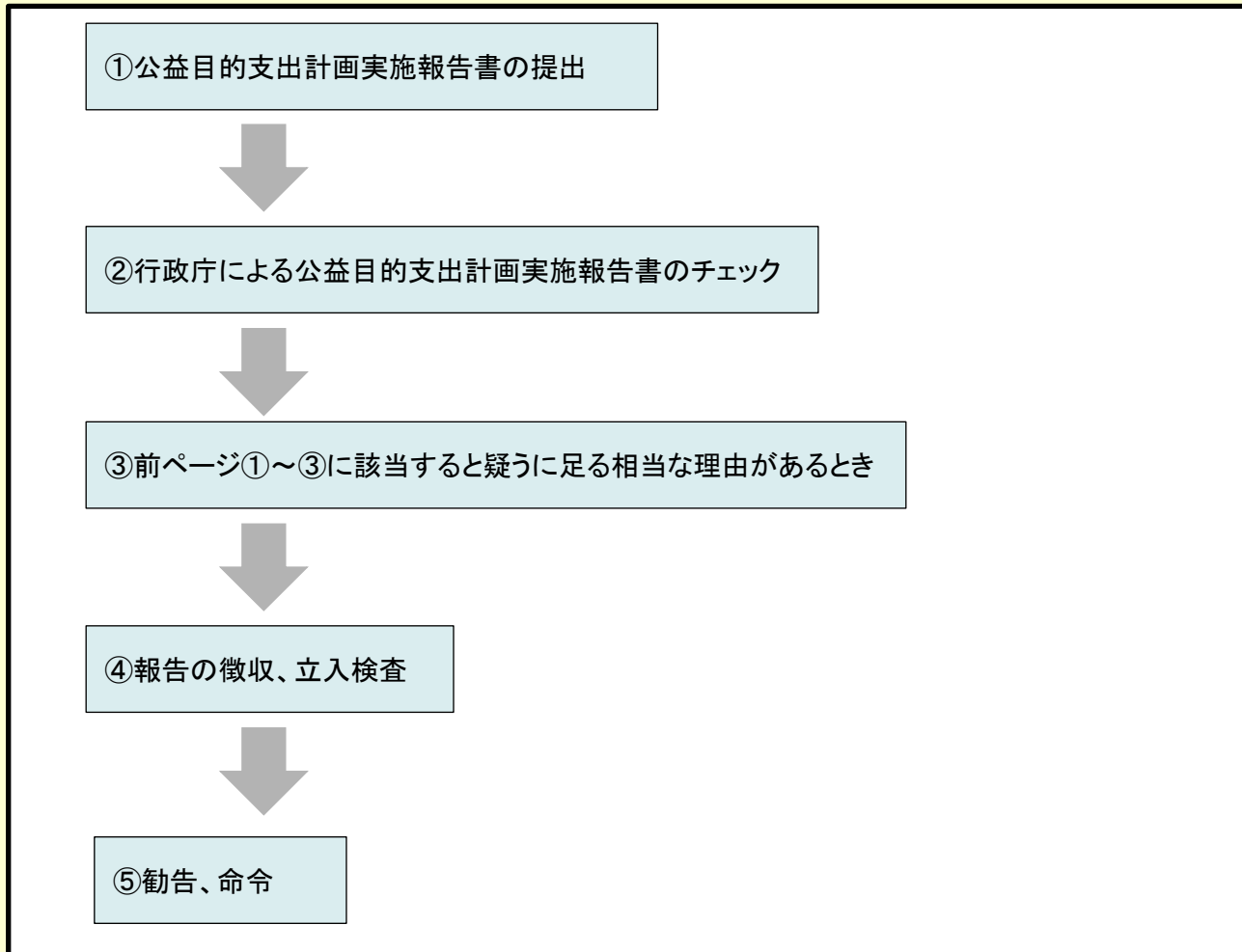
一般法人においては、公益目的支出計画の履行を確保できないと疑うに足る相当な理由(上記①～③)がある場合において行われることとなっており、公益法人のように定期的に立入検査があるわけではない。一般法人の場合は公益法人よりも行政庁の監督は緩く設定されており、監督が弱い分、一般法人は自己規律的な運営が必要となる。

(裏面に続く)



一般法人への監督

一般法人の監督プロセス



(朝日税理士法人 公益法人チーム編集)

シリーズ: 社団・財団法人の実務家のひとこと

<Web、テレビ会議>

公益/一般法人では、理事会や評議員会、社員総会といった会議体が存在するが、従来から開催の多くは実際に出席して開催、又は書面決議で行うことが大勢を占めていた。昨今の新型コロナウイルスの影響で、重要な決議事項(役員改選、定款変更、規程改正、決算承認等)があるにも関わらず会議が開けない状況も出てきており、Web会議やテレビ会議の対応の重要性が増してきたようだ。接続機器、会議システムやアプリなどのインフラ整備は不可欠であるが、Web会議等なら遠方からも会議参加が可能であり、移動時間も省ける。会議ツールとしてskypeやzoomといったWeb会議用アプリケーションも充実してきており、一般事業会社でも導入されている。事業展開の中でのイベントやセミナーまでも当該ツール活用で開催することもできる。役員や常勤職員がWeb会議等に理解を示し、活用する意思を持つことが重要である。今後もWeb活用の会議体は増えていくことが予想され、対応を検討することが必要だろう。

朝日税理士法人 担当: 木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel: 03-3556-6000 Fax: 03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、社団・財団法人向けの一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。